

# 第1回 まちづくり常任委員会会議録

令和7年2月10日（月）  
委員会 議室

## ○会議日程

- 1 開会宣告（10時00分）
- 2 調査事項
  - （1）住民生活課所管
    - ①地域運営組織に係る関連条例等整備について
  - （2）総務企画課所管
    - ①問寒別地区における住居対策について
    - ②幌延町交流拠点基本構想について
  - （3）教育委員会所管
    - ①幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について
    - ②教員住宅整備事業について
    - ③東ヶ丘スキー場リフトについて
- 3 その他
- 4 閉会宣告（13時56分）

## ○出席委員（8名）

委員長	4番	高橋	秀之
副委員長	1番	高橋	秀明
委員	2番	佐藤	忠志
委員	3番	深澤	博之
委員	5番	植村	敦
委員	6番	無量谷	隆
委員	7番	斎賀	弘孝
委員	8番	西澤	裕之

## ○出席説明員

町長	野々村	仁
副町長	岩川	実樹
教育長	青木	順一
総務企画課長	早坂	敦
総務企画課参事	山本	基継
住民生活課長	村上	貴紀
教育次長	伊藤	一男
総務企画課長補佐	梶	淳
住民生活課長補佐	山下	智昭
教育次長補佐	田村	浩希

○議会事務局出席者

地域対策係長 斉藤 徹

事務局 長 岡田 英樹  
書記 係長 藤田 秀紀

高橋秀之委員長

本日の出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより、第1回まちづくり常任委員会を開会します。

始めに、町長より御挨拶をお願いします。

野々村町長

皆様おはようございます。

まちづくり常任委員会、今日、このようにお集まりをいただきましてありがとうございます。

3月定例会に向けての細かい、今日、説明等ございますので、3課6件という盛りだくさんな件数ですけども、ぜひとも、忌たんのない御意見を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

それでは調査事項に入ります。

調査事項(1) 住民生活課所管「地域運営組織に係る関連条例等整備について」の説明をお願いします。

村上住民生活課長

それでは、地域運営組織に係る関連条例等整備についての説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

この度、整備いたします、地域運営組織に係る関連条例等につきましては、協働のまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例第10条で定める、自主的主体的に取り組む地域運営組織に対する行政支援の方策や仕組みなどを定めるものでございます。

昨年4月16日に問寒別地区において、地域運営組織の役割を担う特定非営利活動法人ミナといかんが設立され、現在、地域が必要とする機能を提供する拠点として役割を果たすべく、組織体制の整備を進めながら、取組可能な分野からサービス提供を開始しております。

本年度は、運営や活動に伴走しつつ、試行的に運営経費などを補助金で支援をしてまいりましたが、その中で、地域運営組織の運営に必要な経費や要素などの把握ができてきましたので、全町的に適用可能な支援措置制度を構築するための関連条例等を整備することとしまして、条例及び規則の原案がまとまりましたので、その内容を説明させていただきたいというふうに思います。

本日頂きました御意見などを踏まえまして、調整を行い、活動に必要な経費に対する交付金や補助金の交付要綱をこの後まとめまして、令和7年度予算案の積算内容などと併せて、今月26日に予定されております、まちづくり常任委員会にて御説明をさせていただくというような予定でおりますので、その辺も含め、よろしく願いいたします。

それでは、お配りいたしました資料を基に、地域対策担当の山下課長補佐から内容を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

山下住民生活課長補佐

それでは資料に沿いまして、御説明させていただきます。

まず、資料の確認ですが、最初に、資料として令和7年2月10日まちづくり常任委員会説明資料と書かれたA4の1枚ものがございます。続きまして、資料ナンバーが1、A4横の整理概要と書いているものがございます。続きまして、ホチキス留めで、資料2、幌延町地域運営組織に関する条例案でございます。続きまして、資料3、幌延町地域運営組織に関する条例施行規則案でございます。続きまして、資料4、ホチキス留めのA4横版でございますが、それぞれの条例規則案の対比表でございます。最後に資料5、幌延町と全国の地域運営組織に対する条例における位置付けでございます。こちらの資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず、本資料でございます。

地域運営組織に係る関連条例等整備についてでございます。

1. 地域運営組織関連条例等整備経緯等の概要でございます。

平成31年度から集落支援対策として取組を進めてまいりました地域コミュニティ形成事業において、地域集落で住み続けるために必要な機能を提供する集落支援センターを運営する地域運営組織が令和6年度に特定非営利活動法人、NPO法人の形態で設立され、令和6年度には試行的に運営経費等補助金で支援してまいりましたところ、地域運営組織の運営等に必要となる費用や要素等を把握したことから、全町的に適用できる恒常的な支援措置制度を構築するために関連条例等を整備することとし、3月定例会において、幌延町地域運営組織に関する条例案を提出するべく、その内容について御説明をさせていただくという経緯でございます。

2. 地域運営組織に係る関連条例等でございます。

1. といたしまして、地域運営組織関連条例案等の整理概要でございます。

これに関しましては、資料1を御覧ください。

関連する条例案等の体系的に示した整理概要でございます。

まず、地域コミュニティ形成事業を進めてまいりまして、地域運営組織の運営面、ソフト面に関しての条例の建付けなどになってございます。

(1) 条例といたしまして、①幌延町地域運営組織に関する条例案、こちらを策定してまいりたいというのが今回の部分でございます。それぞれ、前文から項目が以下のとおりになってございます。

(2) 規則でございますが、①幌延町地域運営組織に関する条例施行規則案でございます。こちらも・目的以下の項目でございます。・三つ目、基本協定とあるんですけども、ちょっとこちらの削除ございまして、基本協定の最後から三つ目になってございます。申し訳ございません。訂正お願いいたします。

(3) 要綱等といたしまして、要綱を4本作る予定になっております。①幌延町地域運営組織との協定の締結に関する要綱、まだ仮の題でございます。②幌延町地域づくり活動等交付金交付要綱、③幌延町地域づくり人材支援事業補助金交付要綱、④幌延町地域運営組織事業推進補助金交付要綱でございます。

これらの要綱に基づきまして、令和7年度の予算措置、(4)でございますが、①の要綱に基づいて、①の予算措置、地域づくり活動等交付金を予算措置する予定でございます。こちらは、自由度が高く柔軟性のある地域運営組織の運営費に関して一括交付金として支援をしてまいろうとする予算措置の案でございます。また、要綱の③に基づきまして、予算措置としては、②地域づくり人材支援事業補助金を検討してございます。こちらは、協力隊等外部人材を受入れたときの補助金や人材の確保、担い手育成のための経費を支援しようとするものでございます。また、④の要綱に基づきまして、予算措置、③地域運営組織事業推進補助金として、こちらは地域運営組織で必要とする資機材やハード事業等の補助、あるいは計画の策定経費、こういったものを支援するための補助金を想定してございます。

最後に備考欄でございますが、④として、地域運営活動支援業務、こちらは委託料を想定しておりますが、地域運営活動を支援するために必要な委託業務を行うというものでございます。

現在のところ、この予算措置として四つの事業を検討しております、積算等を進めている、準備をしているという状況でございます。

では、資料にお戻りいただきまして、具体的に、本日は(1)の条例の部分と(2)の規則の部分、こちらの内容について御説明させていただきます。

まず、条例につきましては、資料2を御覧ください。

こちら幌延町地域運営組織に関する条例案でございます。

前文から第1条、そして、第8条までの条項でございます。

前文がございまして、目的、定義、基本理念、協働の基本原則、地域運営組織の登録等、地域運営組織の役割、町の役割、委任、という項目でなっております。

また、資料3の「幌延町地域運営組織に関する条例施行規則案」を御覧ください。

こちらの施行規則は、第1条から第12条までの条項で成り立っております。

目的、定義、地域運営組織の責務、町の責務、地域団体等の協力、住民の役割、登録制度、登録等、登録情報の公開、基本協定、助成委任の条項で成り立っております。

これらの詳細の内容につきましては、次の資料、資料4から御説明させていただきます。

資料4、幌延町地域運営組織に関する条例(案)と条例施行規則(案)の対比表でございます。

横軸に左から条例、規則、備考となっております。縦軸がそれぞれの条項でございます。備考欄ですけれども、丸を条例としまして、四角を規則のそれぞれの注釈としてございます。

まず、条例の前文、条例に関しましては、前文を用意してございまして、こちら、この条例の策定に及びました由来ですとか背景を明らかにし、条例の理念や理想を宣言するという内容となっております。

そして、前文の中に幌延町まちづくり基本条例第10条、こちらによる条例であるということを明記してございまして、まちづくり基本条例10条には、住民、町議会及び町が協働のまちづくりを推進し、町は協働のまちづくりを推進するため、自主的及び主体的に

取り組むまちづくりの担い手として必要な支援を行う。この基本条例に基づいて、本条例を制定しようとするものでございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。

条例第1条、規則第1条にそれぞれの目的を記載してございます。

条例の目的は、協働のまちづくりを推進するために、地域運営組織の活動定着や活性化を図り、地域課題解決と住み続けられる地域づくりを実現するための目的としてございます。また、規則に関しましては、関係者の責務や役割、そして施策の基本的事項を明らかにし、諸手続の方法を規定するという規則でございます。

第2条は、それぞれ定義が記されておりまして、条例の定義に関しましては、協働の定義、こちらは、まちづくり基本条例を引用したものでございます。また、第2号では、地域運営組織に関する条件を七つ定義してございます。

続く3ページ目に、その条件が七つ定義されてございますが、アからキでございます。

地域運営組織に関しては、地区の住民が設立した独立した組織であって、構成員が10人以上必要であり、また、事務所の所在が町内にあるか、又は活動する範囲を町内にするというものでございます。また、住民に開かれた団体であって、民主的な運営を規約等で規定する必要がございます。また、代表者等が構成員の意思により民主的に選出されるという必要がございます。また、役員名簿や計画書類等を定めておく必要がございます。

4号の住民に関しては、まちづくり基本条例で定めている町民と同義でございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。

第6号には地域活動を提起してございますが、対象外の活動を四つ規定してございます。宗教的な活動、政治的活動、特定の公職者、公職の候補者、政党等を支援する活動、その他公共の利害を害する行為、これらの活動を除くものを地域活動と定義してございます。

次のページをおめくりいただき、5ページ目でございます。

条例第3条には基本理念を定義してございます。

関係する関係者が地域に愛着を持ち、地域活動を果たす役割を認識し、責務と役割ごとに協働して発展に努めることとしてございます。

第4条には協働の基本原則を定義してございまして、対等の原則、自主性尊重の原則、自立の原則、相互理解の原則、目的意識共有の原則、6ページに移りまして、公開の原則、非営利・公益性の原則として七つの原則を規定してございます。

条例第5条には地域運営組織の登録等についての規定でございまして、この地域運営組織2条に規定する定義に該当する組織を地域運営組織と言いますが、その申請に関しましては、原則、1地区につき1組織に限り登録をするという規定でございます。こちらに関しましては、地域運営組織の一体型を想定したものでありまして、原則、1地区につき1組織でございますが、発展的に分離型が発生するということも想定して、対応の余地を残しているという規定でございます。

条例第6条には地域運営組織の役割、そして規則第3条には責務の基礎規定がございません。

地域運営組織の役割は、地域づくりへの積極的な取組と地域づくりビジョンの策定、これを努力義務としてございます。また、規則での責務に関しましては、条例の基本理念に

基づいて、社会的責任、基本協定遵守、情報公開、説明責任等を負うという規定にしております。

7ページをお開きください。

条例第7条には町の役割、規則4条には町の責務を規定しております。

町の役割は協働の原則に則り、主体自律性を配慮し、拠点の確保、財政支援、地域づくりビジョン尊重、町の計画策定、施策等にそれらを反映するという役割を担っております。また、規則の責務に関しましては、条例の基本理念に基づき、地域活動施策の策定や組織の活動推進、充実するための支援措置、情報共有を図るといった規定を設けております。ただ、規則第5条第6条では地域団体等や住民の役割、協力等について規定しております。

ページおめくりいただきまして8ページ目でございます。

規則第7条に関しましては、条例第5条を受けまして、登録制度の規定でございまして、団体情報や活動状況等の公開、提供等を担保するために、登録制度を設定しております。

第8条に関しましては、その登録に係る諸手続を規定しております。

9ページ目でございますが、第9条は登録情報を公開する必要を規定しております。

最後の10ページ目です。

規則第10条には、基本協定といたしまして、幌延町地域運営組織との協定の締結に関する要綱、仮でございますけれども、これを制定しまして、その協定で基本事項を確認していこうとする規定でございまして。

規則11条には助成に関する条項でございまして。

こちら、幌延町地域づくり活動等交付金交付要綱を策定いたしまして、一括交付金による支援を規定する旨の条項でございまして。

条例8条、規則12条に関しては、それぞれ必要な事項を別に定める旨の委任条項でございまして。

そして、条例の別表でございましてけれども、第2条で地区を定義しておりますが、こちらに関しましては、小学校区単位を地区として設定し、字上問寒、字中間寒、字問寒別、字雄興に関しては問寒別地区、そして、それ以外の行政区に関しては幌延地区ということを定義しております。

以上が幌延町地域運営組織に関する条例案と条例施行規則案の内容でございまして。

最後に、3.の部分ですけれども、地域運営組織に対する条例における位置付けといたしまして、資料5を御覧ください。

幌延町と全国で地域運営組織を条例等で定義付けしている事例を対比させたものでございます。

一番左の方に幌延町のそれぞれの区分に従った概要を記載しておりまして、その右以降が幌延町で令和5年に視察に行っていました島根県雲南市の規定の状況でございまして。また、議会の方で昨年視察してまいりました島根県益田市の方にも条例あるいは要綱等がございまして、それぞれの定義付け規定がされております。

また、鳥取県の琴浦町、岩手県西和賀町、三重県名張市など、それぞれ地域運営組織に関する条例等を整備している団体がございまして、こういったところの条例ですとか規

則ですとか要綱、それぞれどのような役割を持たせているのかということ进行调查いたしまして、幌延町の条例案を検討するに際しての参考とさせていただきます。

朱書きの部分が主な幌延町の部分でございますけれども、それぞれが関連しているのが青下線で示している部分がそれぞれの団体と関連している部分で、全国的に事例があるところを参考にしながらの条例制定というところでございます。

以上が、地域運営組織に対する条例における位置付けでございます。今後に関しましては、先ほど課長の村上からも御説明いたしましたとおり、次回の常任委員会で本条例、規則案に関しての最終調整を行いつつ、令和7年度に予定しております支援策の予算を伴う要綱や補助交付金等の支援メニューに関して、次回御説明させていただきたいと考えております。

以上で、地域運営組織に係る関連条例等整備についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いたします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。質問のある方は、挙手の上、指名を受けてから、マイクのスイッチを押してから発言してください。

それでは、ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

深澤委員

説明は、たくさんされたので、よく理解できないので2、3点お伺いします。

資料1の最初にある(4)の予算措置の中で、柔軟性ある運営費で書かれてるんですけど、柔軟性っていうのは、どこまでの柔軟性を言うのかが1点と、それから、構成員の10人以上って、あちこち出てきますよね。これの根拠っちゃうか、ほかの町も10人ってなっているから10人なのか。もし、この10人以下となったら、どういう措置を執るのか。その2点、伺いたいと思います。

山下住民生活課長補佐

まず資料1の(4)予算措置、①地域づくり活動等交付金の自由度高い柔軟性ある交付金に関しましてですけれども、令和6年度に関しましては、法人に対する運営経費を補助金という形で、議会にも御承認頂きまして、予算措置をしております。

この補助金に関しましては、使わなかった部分というのを最終的に精査いたしまして、精算して返還いただくと、最終的にはゼロになるというようなものでございます。

しかしながら、これですと、法人とのすり合わせをしながら、申請いただいたものを対象経費などを選定してまいりますけれども、やはり、自由度の高い支援ということにはなりませんので、ある程度、算定基準に基づきまして、交付金を一括してお支払いしまして、そこで対象としてよい経費、悪い経費というのをこの要綱で定めておりますので、そのよい経費の中で使っていただくというようなことで、自由度の高い柔軟性のある、そして、返還の必要のない交付金というところでの自由度が高く柔軟性のあるという意味合いでございます。こちらに関しましては、次回の常任委員会で詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

2点目の構成員が10人以上という規定でございますけれども、こちら、やはり参考と

させていただいた島根県の雲南市、ここ30年ぐらいの歴史がある地域運営組織の支援をしている団体ですけれども、そこがやはり10人以上というふうになっているということ。そして、今回、問寒別の事例に関しましては、NPO法人という形で設立されていますが、NPO法人を設立するためにも、やはり10人以上の正会員が必要だという規定がございますので、必ずしもNPO法人である必要はないとは考えていますが、やはり一定程度の構成員がいて、多様な考え方や協議ができる機能を有するということになると、この10人以上というのが必要なのかなというふうに考えています。こちらを下回ると定義として登録の要件に不足するという事態になりますので、何とか頑張って10人を確保していただくという必要があるかというふうに考えています。

#### 深澤委員

ある程度の説明で理解はできたんですけど、その10人っていうところに、ちょっと、先般、議会で行政視察した折に、懇談会、問寒別のね、NPO法人、若しくは、その問寒別の住民と懇談会を開いたときに、その人集めが大変だと。構成員を集めるのが大変なのか実働部隊つちゅうかね、そういうのが大変だという意味なのか、ちょっと分かりませんが、これからますますね、住民も減る、若者も減るという中でね、10人に限定してしまつたらね、将来的に、本当にその10人でいいのかっていう部分も出てくるんですけど、この辺もちょっと柔軟につちゅうかな、そういう考え方にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

今、案の段階であれですけど、もし、組み込めるのであれば、もう少し余裕を持つつちゅうか、今言っている意味、分かるよね。そういう意味で、この数字にこだわらずにね、組織がある以上、やっぱり、支援してやるべきじゃないかなって気するんですけど、いかがでしょう。

#### 山下住民生活課長補佐

今の委員の御指摘の部分も参考としながら、次回に向けて調整を図っていきたいと思いますが、やはり、町からも多額の支援というのを、お金の部分でも人的な部分でもしていきたいというふうに考えていますので、やはり、地域全体、地区全体の地域運営組織なんだということをやはり位置付ける必要はあるかというふうに考えておまして、ただ、そこが委員おっしゃるように、今後、人員不足とか人口減少が進んでいきますので、住民の確保が大変だということは将来的に予見しうることであるというふうにも考えますので、人数が10人がいいのか何人がいいのかということに関しましては、また、別途精査させていただきまして、次回の委員会の際にも、また、その辺を整理させていただきたいというふうに考えております。

#### 高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

#### 齋賀委員

地域運営組織っていうのは、国が今、何か求めているし、また、今回は野村町長の選挙公約だったんですけどね。で、大きく動いているんですけども、この中でね、資料5の中に登録認定制度、原則1地区1組織というふうに案であるんですけども、今、問寒別地区で法人作ってやっていますよね。これ今後、全町的なこの今、条例とか何か今整備している

んですけども、ほかの組織に行くときに、これ幌延地区なんですか、それとも下沼地区に上幌延地区にというふうにお考えが今後なるんですか。どういうふうになっていく原則1地区1組織という言葉なんですか。

山下住民生活課長補佐

資料2の条例案の方の別表に地区の定義がございまして、こちら問寒別地区は4行政区で考えております。この4行政区というものは小学校区単位を想定しているというところですので、この条例でいきますと、それ以外の行政区、幌延本町を基幹集落とする周辺集落が集まった小学校区単位、これを幌延地区というふうに定義しておりますので、この条例でいきますと、幌延地区に関しては1地区1組織が原則になりますので、下沼地区ができて幌延地区ができるということではなくて、この地区の中で一つできるという、そういう想定でございまして。

齋賀委員

案ですけど、今後はどうなってるか分かんないけども、将来的にそういうお考えがあるってことは分かりました。

2つ目なんですけども、補助金から一括交付金にして、柔軟性のある対応ということなんですけども、この中で、資料4の7ページ目に、町の役割として地域づくりビジョンの尊重、計画策定、施策反映とありますよね。一括交付金にしてもらったら、きっと地域の要望にいろいろ応えてもらえるんだろうと思うんですけども、年度初め、年度終わりにね、その地域がどんなことをするから、これだけの一括交付金が要るんだよとか、年度終わってから、一括交付金して地域づくりビジョン、それに沿った活動がどこまで進んだか、どこまで進まなかったかっていう、こういう情報は議会に公表されるんですか。それとも、何もなくて、毎年、一括交付金が団体から出てるから交付しますということになる。

山下住民生活課長補佐

地域運営組織が地域づくりビジョン等を努力義務で策定するという事になっておりまして、そのビジョンに基づきまして、いろいろな施策を行っていくと、取組を行ってまいります。それらを町としても尊重しながら、町のいろいろな施策にも反映していくという規定でございまして。

一括交付金に絡みまして、どのような事業計画を行っていくかということなんですけれども、それぞれ、この定義というんでしょうかね、条例の定義、2条の定義の中にも、地域運営組織が地域活動に関する計画処理を定めるということになっておりますので、具体的にどのような事業を行っていくかというのは、事業計画、あるいは地域運営組織の事業計画と予算などで管理をしていくと。それに基づいて支援をしていくというところですが、これに関しても地域運営組織に関しては、それぞれ公開の原則というものがございまして、予算の関係、経理の関係、計画の関係を公表する責務を負っておりますので、そういったところを積極的に情報公開する団体という位置付けになっておりますので、これらが誰でも見ることができるという状況になります。

また、町の予算措置としての支援でございまして、当然、議会等にも、こういったメニューであるということは御説明をしてみたいというふうに考えております。

齋賀委員

それでね、資料4の8ページ目に登録制度、第7条にあります、地域運営組織情報のネットワーク化を実施すると、そのネットワーク化された組織のネットワーク化された中でその情報、今言ってるその情報が公開されたりとか、そういうふうになるのか。このネットワーク化を実施するということについて、もうちょっと詳しく教えてください。

山下住民生活課長補佐

こちら、地域運営基礎規則第7条の地域運営組織情報のネットワーク化を実施して、団体情報の公開及び提供を行い、地域運営組織の活動促進のための環境形成を図るために登録をしていくということですが、こちら地域運営組織情報のネットワーク化ということに関しましては、想定されるというのが基本的には地域運営組織の情報というのを地域運営組織の地区となる集落ネットワーク圏、これはネットワークを構成しながら地域を地区を維持していこうとするものですが、この情報に関して、いろいろところでネットワーク化を実施することで公開や提供を行っていくということなんですけれども、当然、町の方の、この登録に関して、登録されたものを町としても公表するということになりますし、今回、モデル地区となっている問寒別地区に関しましては、NPO法人という形での登録ということになっておりますので、こちら、NPO法人に関しましては特定非営利活動法人の法律の方で、こうした情報に関しましては広くいろいろところで閲覧ができるようにというようなこと、ネットワーク化がされておりますので、北海道や内閣府等でのこの情報を提供して、閲覧するという仕組みが整っておりますので、いろいろな方法を通して情報公開を徹底し、図っていくための登録制度ということでございます。

齋賀委員

そのネットワーク化するための費用っていうのは、それも町の補助金なり一括交付金で、今ある問寒別の法人にやってくださいねっていうことでいいですか。

山下住民生活課長補佐

こちら、特段、多額の費用が掛かるというような種類のものではないのかなというふうに思っていて、これ年に一度、許認可されている認証団体、都道府県などになりますけれども、こういったところに情報の提供とか公開の提供はしなければいけないという定めの下に運用されておりますので、それほど費用を要するものではないのかなというふうに考えております。

齋賀委員

もう一つ、最後なんですけども、今、案で2月26日にもう一回、常任委員会があって、精査して3月の定例会に議会に掛かるんですよね。我々議員は、今こうやって分かるけども、一般の町の人たちっていうか、何も知らない人たちのこれこういうふうになってますよっていうこと、どういうふうにしてお知らせするんですか。途中経過っていうか、これは。

山下住民生活課長補佐

今回、対象となる問寒別地区に関しましては、今現在、補助金で運営費を補助しております団体に関しては、この内容に関して役員の皆様等への御説明というのは今後させていただいて、理解を深めていただくというところで、それが地域全体に、役員等にお知らせすることで地域団体への一定の説明というのはさせていただいているかなというふうに考

えています。

また、町民に広くというようなどころではございますけれども、こちら、3月定例会に向けて常任委員会で2度にわたる御説明を議員皆様にはさせていただくというところで、地域を代表している議員の皆様には、お知らせというようなどころで、地域の皆様にも伝わっていくということを期待してございます。

深澤委員

今、齋賀君の質問にちょっと関連するんですけど、これからね、ここにも資料の5にあるんだけど、団体数1（予定）って書いてますよね。これ、もう予定じゃない1あるんじゃないですか、これ。将来に向けて、この数字を挙げていかんかったら、町の姿勢っていうの、どうなのさ、これ。組織も立ち上げないっちゃうことかい、これ。

先ほど言った上幌とかね、問寒とか下沼とかね、地区あるのに、もし、手挙げてきたら、今言ってる、その説明も含めて誰も理解しないんだから、誰も手挙げる人がいないでしょうこれ。そういう意味で齋賀君言ったと思うんだけど、もう少し町民に周知するっちゃうかね、そういうPRの姿勢もなかったら、問寒別の1団体しか、なんか争点、焦点に合っていないんじゃないかって気するんだけど、将来に向けてどうなんですか、それ。

山下住民生活課長補佐

資料5の幌延町の団体数で1団体を予定しているという数のところでございますけれども、今回、この条例に基づいて登録する団体の想定が現時点では1団体を予定しているというものです。それぞれの全国の自治体に関しましては、既に登録されている団体を数として、今ここに列挙してございますけれども、当面の間、幌延町では想定される登録の申請があるのは1団体なのかなということでの予定数を記載しているものでございますが、委員今おっしゃられたように、ほかの地区でも手を挙げて申請をしていくというような可能性もなくはないことでございますし、それに向けて周知を図っていくのも当然の町の責務かと思えます。ただ、問寒別地区をモデルに進めてまいりまして、平成31年度から取り組んでまいりまして、足かけ6年ぐらいかかって、ようやく地域運営組織の認定というようなどころまでこぎ着けたのかなというふうに考えております。そして、また、この登録に関しては、要件といたしまして、努力規定ではありますが地区の地域づくりビジョンというようなものに基づいて支援をしていこうというようなどころもございますので、では、ほかの地区でこういった地域づくりに関する意識を高めつつ計画を策定して登録まで持っていくということに関しましては、ちょっと1年、2年では難しいのかなというふうに考えております。

当初からこの事業に関しましては問寒別地区をモデルにしながら本町地区にもというような町としても構想がございましたので、今後、問寒別地区のモデルがカチッと決まりまして、ある程度、先が見えてきた段階で全町的に取り組めるような体制は、今後、作っていきたいというふうに考えてございます。

深澤委員

後段の部分は、ある程度、理解はしましたが、先ほど言ってる予定という部分は、これ、要らないんじゃない。問寒別のNPOのために今回こういう条例をあげてきたんでしょ。決定じゃないですか、もう、ほとんど。

まあ、議会にまだ掛かっていないから決定とは言えないけど、予定っていう言葉、削除したらいいんじゃないの、これ。今の段階は予定かしらんけど。

山下住民生活課長補佐

今回の委員会で御説明した資料に関しましては、今後、3月の定例会で、こちらの条例等が成案化されまして、御議決いただいてから施行できるというようなものでございますので、それが議決されて、初めて登録制度等も有効になりまして、申請が可能になるというところからすると、現時点では予定というふうに表記せざるを得ないのかなというふうに考えております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

文言自体は分かるけど、ここの内心では決定でって受け止めていいんですね。

問寒別もこないだやった交流会で、議会は全員、賛成しますよという協力体制を執ってきたんで、決定でっていうことで理解してよろしいですか。

野々村町長

先だって、議会の皆さんも向こうの方でNPO法人の皆さんと懇談会をされてきたということで、理解促進のために活動していただいたなと思っております。ただ、この条例、先ほど言ってるこの法的基準からいくと、条例を通す前で、決定事項前なんで、予定って書いてますけども、決定すること自体では、認可を追ったときには決定になりますと、そういうことですから、皆さんの内心上そういうことで走っていただければ、そういう結果になるかと思っております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

今、言ったように、我々も問寒に行って、住民の皆さんの意見を聞いて、モデルケースとして、やっぱりスタートしていくんだらうから、当然、その当初、ある程度スムーズに移行するまでは相当の予算、経費が掛かるのかなと思ってるけどさ、そういう計画の案ってのは、我々を見るわけはいかないんですか。

こういう補助金、このぐらいのことをやるんで、その中身っていうのは、我々はどういうものに予算を使っていくのか。当然、そのスタートするまでは、かなりのやっぱり投資、投資っていうのは、補助金を助成してやらないと機械も無いだらうし、何も無いだらうから、当然、ある程度のもったら、これ、掛かるのかなと思って、どれぐらいの予算というのは、当然、今、上がってくるだらうけど、予算っていうのは、今後、かなりやっぱり投資ってどれぐらいの予算って見ているものなんですか。

山下住民生活課長補佐

本日の御説明に関しては、あくまで条例と規則の内容について御説明させていただくというもので、この要綱とそれに伴う予算措置に関しては、次回の委員会の方で詳細な部分をその機材に絡みましても御説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、今、それに向けて制度設計ですとか、ちょっと準備を進めているという段階でございます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

地域運営組織に関わる条例ということで説明受けましたけども、中身に関しては大体理解しました。

ただ一つ、話、ひっちゃかめっちゃかになって、うまくないかもしれませんが、同じようなこの地域っっちゃうか、地区の人たちの手助けとなる、従来からシルバー人材センターというものがあると思うんですけど、この活動内容というのも、ここに今、挙げられた中の活動内容と、結構、こうぶつかるものがあるというふうに私は理解してるんですけども、この地域住民が一緒になってやるということでないだけが違うのかなというふうに思うんですけども、もし今後、幌延の地区でそういったシルバー人材センター等々が立ち上がったときも町の支援体制っていうのは、どんなふうに考えてるのか伺います。

山下住民生活課長補佐

いわゆるシルバー人材センターというものが地域のニーズ、求めに応じまして、シルバーの人材の皆さんが御支援できるよということで登録しまして、それはしかるべき団体がマッチングするというか調整しながらサービスを提供していくという仕組みのことをおっしゃっているというふうに考えますけれども、こちらの組織の考え方というのが、まさに今問寒別に行っている地域運営組織も求めに応じて提供できるボランティアの人たちが支援をしていくと。それをマッチングして調整していくのが地域運営組織の役割ですということ、シルバーに限らず、いろんな人がお助けしていくというようなことを想定した団体でございます。

今後、幌延地区で、例えばシルバー人材センターが立ち上がったときの支援ということに関しては、それが地域運営組織としての位置付けがあって、定義されて登録されるのであれば、それが地域運営組織になる可能性もありますけれども、要件を満たしていないという場合であれば、単純に、いわゆるシルバー人材センターという形になりますので、これの支援措置に関しては、また、別途、福祉的施策というような扱いにはなろうと思っておりますので、そちらの方での検討になるかと思うんですが、要素としては、仕組みとしては地域運営組織に近いものではありますので、極力そういった意向があったりですとかお気持ちがある方がいらっしゃるのであれば、今後、幌延地区を全町的にこの地域運営組織を普及させていくという流れの中で、そういった気持ちのある方が地域運営組織という形で展開していってもらえないだろうかということでの、そういう御相談ですとか調整などは行っていくことができるのではないかとというふうに考えます。

植村委員

分かりました。

関連はありつつも、また、ちょっと違う視点からシルバー人材というものも立ち上がったときには検討していかなきゃならないということだと思うんですけど、問寒別地区という所の地域事情を考えると、今やろうとしている、足かけ5年、6年かかったということなんですけども、私はこの方法が一番ベターだったと思っております。ただ、ほかの地域、幌延地区のほかの地域に関しては、やっぱり町の市街地区もあるし、在もある。そういっ

た、いろんな条件の中で住民の希望なり要望を少しでも満たしていくということ。また、行政の支援体制等々も考えると、シルバー人材というセンターというのが一番マッチしてるのかなっていう気は以前からしていたんで、そこら辺の位置付け、どういう形になるのかなということをちょっと気になったんで、今質問させていただきました。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

一つだけ聞きたいんですけど、議会でこの間、問寒のところ行って懇談会をさせていただいたんですけど、来ている人の中にNPO法人を立ち上げるのは少し早かったんじゃないかって言っていた人がいまして、その組織の中に入ってる人が立ち上げが早いって言うのに、条例を作るのは、進めていくには、こういう必要だと思うんですけど、その予算、26日にそっちの方の説明をしますっていうことをさっき言われました。その26日に説明を受けて、そこで予算がこうだよってなったら、3月の議会で新年度予算の中に載ってきますよね。そこまでスピード感を持ってやらないと駄目なもんなのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

山下住民生活課長補佐

昨年の懇談会のときに、組織に属している方からそのような発言がNPOという形がよかったのかどうなのかというようなことの発言が一部ございました。ただ、それが法人全体としての意見なのか発言なのかというところがございまして、当初設立するためのいろいろな検討をした際には、最終的にその構成員になる皆さんがNPO法人という形でやっていくということに納得した上での設立であったと。ただ、今となっては、ちょっと早かったのかもしれないというような御意見だったかと思えます。

これに関しましては、今、既に設立されたものでありますので、そこをスピーディーに町が行い過ぎたようなところの御指摘かと思うんですけども、現時点で、もう既に立ち上がって運営を始めていると。地域づくりを迅速に進めていくということに関しては、問寒別地区、今、待たなしの状況にはなっていますので、立ち上がった法人の運営を持続可能なものとしていくためには、やはり、町としての支援措置というのが必要であろうというふうに考えておりますので、今回、2月26日の次回の委員会の方で予算関連に関しまして御説明させていただいて、3月の定例会の7年度の予算の中で、その積算を御説明して提出するという流れにはなっております。それによって、4月以降の法人の運営に関して持続的なものになっていくというふうに考えておりますので、そのような流れ、スケジュールでの運びを今考えているところでございます。

高橋秀之委員長

分かりました。

26日の予算っていうか、中身聞かないと分かんないんで、また、そこで誰かが質問すると思いますんで、よろしくをお願いします。

ほかに誰かありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、ほかにありませんので「地域運営組織に係る関連条例等の整備について」の件は以上とします。

暫時休憩します。ありがとうございました。

(10時53分 休憩)

(10時56分 開議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

次に、調査事項(2)総務企画課所管「問寒別地区における状況対策について」の説明をお願いいたします。

山本総務企画課参事

それでは、私の方から問寒別地区における住居対策についてということで説明いたします。

お配りした資料に基づいて説明したいと思います。

問寒別地区への移住者や地域おこし協力隊に対する住宅の不足については、以前から意見要望があり、町では平成27年度から令和元年度にかけて移住促進住宅3棟6戸を整備のほか、賃貸住宅の建設を行う民間業者への補助制度を設けるなど対応に当たってきました。その後も住宅の不足に関する意見や要望が度々出されており、令和6年11月に開催した町政懇談会では、公営住宅に空きがないという現状を踏まえ、今後、問寒別地区で活動する地域おこし協力隊員を3名程度採用すると聞いているが隊員の住宅がない、住宅の不足を理由に問寒別で移住を希望する方や地域おこし協力隊を受け入れることができないことのないよう、早急に対応してほしいとの要望が出されたほか、住宅を確保するため、空き家となった個人住宅の取得、改修、スチールハウス、コンテナハウスの利用や教員住宅の利用等の対策案が出され、老朽化した公営住宅の問題も意見や要望として上げられました。その概要は、お配りした資料の2ページから5ページのとおりとなっています。

町政懇談会で出された意見や要望に応じるため、他の課の所管に属するものを除く移住定住に関することや地域おこし協力隊に関することを所管する総務企画課企画振興係では、昨年12月から民営賃貸住宅の補助制度の改正の検討、一般の方が所有する空き家等空き家改修による住宅の確保、その他の方法による住宅の確保で住居対策を進めることを検討しました。検討する中で、民営賃貸住宅の補助制度の改正に当たっては民賃住宅の建設費が高いことから建設費を回収するための家賃設定が高額になる。その場合、誰も住む人がいない。低家賃に抑えるには建設に対する補助金を増やさなければならないが、その場合、補助率を高く設定し、補助金の額も大幅に増加しなければならない。また、民間住宅を建設するまで時間がかかり過ぎるとの問題点が上がりました。また、一般の方が所有し、空き家となっている住宅を取得、改修することについては、住民生活課で実施した空き家調査結果で改修に適した物件がないということでしたので、他の方法での整備を検討し、民賃住宅に対する補助金額で一戸建てやスチールハウス、トレーラーハウスが整備できないか検討を進め、理事者との協議により、緊急性が高い問寒別地区の住宅の即時対応するため、トレーラーハウスの設置により住宅を確保することとし、その取組を進めてきました。設置するトレーラーハウスは熊本地震や胆振東部地震、新潟豪雨災害等の災害時に応急仮設住宅として利用されているほか、近隣では中頓別町の道の駅近くにあるビジネスオートキャンプ場でトレーラーハウス型宿泊施設として利用されています。また、道東の小清水町では地域おこし協力隊委員6名を受け入れる住宅として導入されています。そのほか、

留萌市の道の駅では物販店舗や休憩所としても利用されています。

耐用年数は90年程度で、高気密、高断熱であることから、暖房設備はエアコンのみでよくて、中頓別の道の駅の職員に聞いたところ、マイナス30度では少し寒いと感じるけどマイナス20度ぐらいまでなら暖かいということでした。

1棟の大きさは幅2.4メートル、長さ12メートル、高さ2.9メートルでトレーラーの平ボディーに収まる形となっています。

設置までの期間は打合せから設置完了まで約6か月程度で、新たに戸建て住宅を建設するよりも短期間での入居が可能となります。また、整備費も用地の確保、簡易的な造成、布基礎工事を含め、設置費は1棟2,400万程度で、現在、制度改正をしている民賃住宅の家賃を低く抑えるために交付する補助金の額よりも低く抑えることができると思います。

設置する場所の検討に当たっては6ページ目に図示しています。

まず、最初に敵地と考えたのが図左上、問寒別小中学校のグラウンドの横に位置する公営住宅の跡地です。町有地であることに加え、元々、公営住宅が建設されていたことから、既存住宅の建て替えもなく、地盤造成も安易で早急に設置が可能と考えました。理事者との協議において、市街地中心部ににぎわいをもたらすことを考えた場合、市街地中心部から離れているとの見解でした。

次の候補地として検討したのが図右端の青いライン、ちょっと見づらいんですけど、JA幌延町問寒別支所の横の空き地横で、空き地バンクに登載されている土地なんですけれども、字問寒別57番地を中心とした3筆とその道路の向かい側にある字問寒別73番地と74番地の土地です。本地は民地で、土地の一部に既存の建物があって、用地の買収に加えて既存建物の撤去後の設置となることから、用地交渉から整備までかなりの時間が必要になります。

更に候補地として黄色いラインで囲った①②③について協議を行いました。協議では市街地の中心部ににぎわいを考えた場合、①は適地ですけれども既存建物の撤去後の整備となり、かなり時間が必要となります。②はにぎわいを考えた場合、道道に面しておらず、道道から見えませんが、地番的には国鉄時代に宿舍や入浴施設が建てられており、撤去後は建設会社の資材置場として利用され、比較的よい地盤であることに加えて、現在は更地となっていること。私道ではありますが道路に接続する位置が確保されていることが挙げられました。

昭和52年当時の問寒別市街地区を移した航空写真を9ページに示しています。その中で、今トレーラーハウスを設置しようと考えている場所は赤いラインで囲った部分です。ちょっと見づらいんですけど、小っちゃくて、国鉄の宿舍2棟の間に入浴施設が建てられている所がちょっと見えませんが分かります。③は比較的地盤もよくて、既存の建物がないことから整備までの時間はそれほど必要ではありませんけれども、接続する道路がないことから、設置が難しいかなという意見が出されました。

当係での検討や理事者との協議を踏まえ、設置するものや設置する場所についてNPO法人ミナといかんの理事さんや②の土地所有者の親族の方へ事業内容の説明と意見聞き取りを行いました。

最終的な判断として、8ページに示したように②の候補地を分筆する形で用地を取得し、トレーラーハウスを設置することとしました。

土地の購入や施設の設置に必要な経費については令和7年度予算案として計上します。

令和7年度予算案の概要は10ページに示したとおりです。

設置するものは、先ほども説明しましたが、1棟、幅2.4メートル、長さ12メートル、高さ2.9メートル、面積28.8平米のトレーラーハウス4棟で、地域おこし協力隊の住居として1DK3棟、短期体験住宅用として2DK1棟の合計4棟を今整備しようと考えています。

問寒別地区の移住促進整備事業として土地購入費、建物購入費として9,320万3千円、用地測量調査として105万3千円のほか、建築確認申請などの手続に必要な経費も併せて計上し、合計で9,432万円の予算規模となっています。

整備に当たっては緊急性が高いものとして取り進めることから、4月の雪解け後すぐに用地測量を行い、降雪前の10月末までの設置を今目指しています。

なお、既存の問寒別の移住促進住宅については公営住宅に準じた賃貸住宅としてどなたでも利用可能な住宅として制度検討を行い引き続き利用する予定としています。以上です。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問がありませんか。

無量谷委員

今、トレーラーハウスや簡易的な施設の方が早いっていうような形で検討されてるようなんですけども、昔の消防の宿舎というか、あそこのあれは町の建物だと思うんですけども、あの住宅を改装する予定はなかったのか、その辺をお伺いします。

山本総務企画課参事

分遣所の建物ですよ。あそこ、今、確か物が入っていて住むことができない状態なはず。既存の建物も改修してという話も出ました。ですけども、緊急的に整備するのであれば、このような形が一番いいのかなと思います。

今後、また、その既存の民間の住宅も改修しながら整備を進めていけばいいのかなっていうのは考えてはいます。足りなければですね。以上です。

無量谷委員

今、消防の一応宿舎っていうか、その辺、物が入ってっていうか、消防の災害用の資材なのか、ただ単純に物置なのか、その辺、確認したいんですけども。

あと、今、言われたように、青いところ以外の個人空き家っていうか、結構、見受けられるんですけども、それらの交渉っていうか、それらについても取得もできないのかなって感じがするんですけども。

野々村町長

消防の建屋自体は、今、一生懸命インフラ整備をしている橋梁のPCBの毒性の強い保管庫として、あそこを指定して、ずっと、溜まっております。一時はフロアが半分ぐらいまで、今年は少し発送しましたので、秋田まで送って処分をして少し減っていますが、PCBの保管庫として使われているので、なかなかそういう形では利用できない。

あと、ほかに保管する場所が、うちとしては公的なところではないということで、そういう利用の使い方です。あと建屋についてお願いします。

#### 山本総務企画課参事

ほかの民間の建屋をどうするか、改修して使っていけばいいんじゃないかっていうような話なんですけれども、住民生活課で行ったその調査でも改修して住めるような住宅は余りないような話はしていたんですよね。調査結果として。そのほかにも、問寒別市街地区の全体的にどのような形で、その住居対策を進めていくのかっていうのは全体的な形で、もちろん既存の住宅を改修して直していけば一番いいのかなと思うんですけれども、全体的な構想というか、絵があれば一番いいのかなとは思いますが。

今やるのは、緊急的に、もう3名来るんだよ、住むところがないよっていう話で、今、緊急的に取り組んでいる対策ですので、今後、問寒別地区への移住者ですとか齋賀議員が質問していた山村留学を進めるとかっていうような話になってくれば、また、別に住居が必要となってきますから、全体的な計画というか構想というかを定めながら、ゆっくりと、ゆっくりではないですけども、検討を進めていけばいいのかなと思います。以上です。

#### 無量谷委員

ある程度、民間の空き家を、まだまだ積極的に聞いてはいないと思うんですけども、ある程度、改修できる建屋もあるんでないかなと拝見しています。そういう中で、やっぱり積極的に民間から空き家に登録してください、あるいは提供してくださいっていうような町の要請をやるべきでないかなという感じがするんです。そういうことを進めない限りは、ただ単純に、見た目、空き家ですねっていうだけで、外から見て使えないかなっていう、ただ単純に感じたと思います。

それと、今、町長が言われたように、車庫の方っちゃうか、そっちの方にあれしてるんであって、住宅の方にまで物が入ってるっちゃうわけではないと思うんですけども、その辺、本当に住宅の方、使ってた方に物が入ってるのか、入ってないのか確認したいんですけど。入ってないと思うんですけども。

#### 野々村町長

消防の住宅舎は使っていません。

どっちにしても、先ほど山本君がお話をされたように、これを地域コミュニティ形成事業で家屋の調査をしています。以前も報告をしたと思います。その中で使える物件っていうのがほぼほぼなくて、大改修ですよって。大改修になると、そんな半端なものではないですよという話でありましたので、それぞれ、多分、そんなにそんなにない。ただ、今、住んでる方々がおられるところが、どうにか入る場所があったりするって、移動していただけるんだったら、そういう所を使えるのかも分かりませんが、なかなか空き家として、今のところ使い道のところがないということは、コミュニティ形成事業で一級建築士も入っていただいて全空き家を調査したときには、そういうお話だったということの根拠から、そういうところは、なかなかなかったですというお話をさせていただいているところです。

#### 植村委員

ちょっと確認。

トレーラーハウスが速やかに建てられるということなんですけど、ちょっと二つ確認。というのは、この②の左側の方の用地で入りたいということ。ここは私道があると報告があったんですけども、これ、私道で冬の除雪対策っていうのは、以前にも職員住宅の一件で話あったんですけども、これは、建てた後は町道整備して町道にするのか、そこら辺、冬の除雪の対策をどうなのかということと、トレーラーハウスとして、例として礼文町の移住体験住宅、これはレンタルと載っているんですけど、この方式でやるっていうことはできないのか。どうなんですか。その二点。

#### 山本総務企画課参事

冬の除雪対策については、今ここ現在、私道なんですけれども、除雪しているような現状があります。ですから、北から東にかけて、この道道から駅の方に抜けるように、今、道路あるんですけども、そこは今も除雪は進んでます。

整備した後に、この道路、町道にするのかしないのかっていう話は、この間、NPO法人の方々と意見交換したときも出てました。ですけども、ちょっと、その件はこれから検討事項となるんですけども、町道を整備するのに必要な企画がありますから、それに合致するのかできないのかっていうのもありますし、建築確認申請も道路に面していないと駄目だよ、接道していないと駄目だよっていうこともありますので、その辺、ちょっと今これから、現状、私道ありますし、道道に接道というか、町有地があって、今、整備するところもあるので、その辺の絡みもありますので、ちょっとこれから主管課と話をしながら進めていきたいと思います。現状は、今、除雪は、やっていただいております。

レンタルでの導入も考えたんですけども、レンタルにすると費用が倍掛かるんですよ。ですから、購入という形で予算は計上しています。以上です。

#### 植村委員

現状、私道で除雪されているという話なんですけども、おそらく、業者が利用上、資材とか、そういった利用上やってるとのことだと思います。

以前もあったように、やめたって言われたときには誰もいなくなるという、除雪する人がいなくなるということもあり得るんで、やっぱり、そこら辺はきちっと町が除雪するという道路に、企画等々があるということなんですけども、やっぱり、やる以上は最初からそういった計画を持ってやった方が私はベターじゃないかなと思いますんで、どうかよろしくお願いします。

#### 高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

#### 深澤委員

ここに4棟建てるっていう計画なんだけど、中身としてね、単身者用ばかりなの。

最初にあった、その町政懇談会等で家族者が住める場所が欲しいとかっていう意見もあるのに、何でこれだけ単身者用なのかと。家族用は建てうる計画があるのか、ないのかが一つと、ハウスで備品関係、石油ストーブとか冷蔵庫だとかという、今は、みんな備え付けてありますよね。その辺を詳しくと。それから、前回も問寒別で、NPO法人のときにお話しさせてもらったんで、住宅が足りないという意見も出ました。そのときに提案として、私ね、シェアハウスはどうなのって話したんですよ。要するにね、今、独居老人が多

いですよね。年寄りを見て、見ながら若い人が一緒に住まいをして、家庭内の手伝いをする、同居して住むという方法もあるんですよ、今。そういう方法は、将来に向けて取り組んでいく構想があるか、ないか、それ伺います。

山本総務企画課参事

確かに町政懇談会でもその家族の方、家族が多い方の住む所がないというような意見が出てました。今、その方、移住促進住宅には住んではいるんですよ。ただ、住んでいるんですけど狭いという話は聞いております。その人の住宅を探さないのか、どうなのかっていうような。

(深澤委員「じゃなくて、ほかにも」の声あり)

ほかにも来たときですか。

来たときの話は、そうですね、これからまた検討しなきゃならないのかなとは思いますが。多分、イレギュラーったらあれなんですけども、そのような方を想定をしていなかったんだとは思いますが、この移住促進住宅を造ったときに。ですから、また、そういう人もこれから呼び込むんだよ、積極的にやっていくんだよっていうことであれば、また、別な方法で検討していく必要があると思います。

このトレーラーハウスの備品につきましては、暖房は先ほども説明したんですけども、すごい機密性が高いので暖房要はらないよっていう。エアコン朝付けたらすごい暖かくて、夏はきっと暑過ぎるじゃないかっていうふうなことです。冷蔵庫とか備品に関しては、今、ちょっと確認をするんですけども、ベッドが置けるような位置は今、図面にもありますとおろ、あります。ですけども、この間ふと思ったんですけども、冷蔵庫とかタンスとかってというのは、どうだったかなってというのは、ちょっと、これから確認します。

本来ならば、展示してあるものを見に行ければいいんですけども、ちょっと遠くて時間もなくて、ちょっと、まだ行けない状態なんですけれども、中頓別の道の駅のトレーラーハウスを見た限りでは、単身者であれば十分に冷蔵庫とかタンスとか置くスペースはあるのかなとは思いますが。

あと、シェアハウスですね、シェアハウスにつきましては、うちの課ではないんですけども、多分これから、何かそんな話もちらっと聞くんですよ。ですから幌延地区も含めて、こちらも含めて、そのような声が昔から前からありますので、問寒も幌延も併せてその辺の取組、どうなっていくのかっていうのは、これから検討していかなきゃならないのかなとは思いますが。以上です。

深澤委員

トレーラーハウスって、我々のイメージはタイヤが付いたハウスをイメージして外国なんか引っ張って歩いて、移動して歩いていますよね。そういうやつだと緊急の場合、災害あったときに、移動して災害用にしても使えるというようなトレーラーハウスをイメージしてるんですけど、これは、全くそんなタイヤが付いてなくて、固定式ちゅうか、まあ、移動はできるんだろうけど、その辺はどうなの。

山本総務企画課参事

そうですね、イメージ的にはよく言われます。タイヤ付いてるトレーラーハウスで住みづらいんじゃないかっていう話はよく聞かれるんですけども、今、導入しようとしてい

るのはタイヤ付いてなくて、昔よりも、多分、居住性が高まったものなんです。トレーラーに乗せて持ってこれるからトレーラーハウスっていうんだと思うんですよね。トレーラーハウスとかムービングハウスとか、何かいろんな呼び方があるんですよね。トレーラーの平ボディに積んでこれるような長さ2.4の12メートルちょうどいいような、ちょうどいいよっていうか、すっぽり納まるような形なので、トレーラーハウスと呼ばれているとは思いますが。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「問寒別地区における住居対策について」の件は以上とします。

次に「幌延町交流拠点基本構想について」の説明をお願いいたします。

山本総務企画課参事

続きまして、幌延町交流拠点基本構想について御説明いたします。

ちょっと、いっぱい字ばかりなんですけれども、1番最初のページ、表紙にありますとおり、説明趣旨のとおりとなっております。

令和5年度から進めてきた交流拠点の基本構想については、令和6年12月2日(月曜日)から12月21日(土曜日)までの間、パブリックコメント手続により、構想案に対する意見を町民から募集しましたが、期限までの意見提出がなかったことから、令和6年12月24日、原案のとおり、構想を定めました。

策定構想案としてまとめる以前の取組を含めた経過概要を1ページから4ページにかけてまとめてありますので後ほど御覧いただければと思います。

次に、今後の取組なんですけれども、今後のスケジュールについては、5ページから6ページにかけてまとめています。令和7年度は基本構想に基づく基本計画、基本設計の策定を業者委託により進めます。

まず、基本計画は創生会議への諮問、パブリックコメントを実施して、令和7年10月をめどに策定の完了を予定しています。

基本設計は施設の規模や構造等を決定するために必要な用地測量や地盤地質調査も含めた形で基本計画と同時に進めて令和8年3月末までに完了させたいと考えています。

比較案による施設の構造やスペースの配置等については、令和7年8月を目途に決定し、既存施設の解体も含めた概算事業費を11月を目途に算定する予定を考えています。

1年間で基本計画、基本設計を行うには比較的タイトなスケジュール感ではありますけれども、事業の進捗管理等を行いながら完了させていきたいと考えています。ちょっと非常にタイトなスケジュールであることから施設の複合化による様々な問題を解決し、実効性の高い計画や設計を行うすぐれた設計者を特定する必要があります。

価格のみで契約締結先を決定する競争入札方式では、必ずしも優れたものを特定するとは限りません。そのため、委託業者の選定方法は理事者と協議を行った結果、本業務については施設の構造、規模、利用者の動線等に考慮した教室やスペースの配置等について複数の業者から提案を受けて、その中から優れた提案を行ったものを特定する公募型プロポーザル方式により委託契約の相手方を特定することとしました。

委託先の特定にあたっては、透明性を高めるため外部有識者による公募の方を加えます。選定委員会を設置して、町長の諮問指示により複数の者から提案された案の評価基準等の検討のほか、案の審査を行います。

また、透明性を高める取組の一つとして評価過程や総評などを公表する予定でいます。

若干、作業的には遅れていますけれども、令和6年度中にプロポーザルの要綱、要領等の制定、選考審査会の設置、プロポーザルの実施公告を行い、遅くとも4月中には本業務の委託契約を締結して事業を進めたいと考えています。以上です。

高橋秀之委員長

質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「幌延町交流拠点協議構想について」の件は、以上とします。

暫時休憩します。

(11時29分 休憩)

(11時33分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に調査事項(3)教育委員会所管「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の説明をお願いします。

青木教育長

それでは、皆さんよろしくお願ひいたします。

小中一貫校の進捗状況についてということで、資料、幾つか付いております。

まず、私の方から進捗状況ということで、1枚めくっていただいて、1枚ものが付いてるかなと思います。その説明をさせていただき、次長の方から、今度、具体について基本設計についてお話ししたいと思います。

まず、裏の方ですけども、これまでの進捗状況をずっと載せております。

それで、裏の線の引っ張っているところ、令和6年11月28日、まちづくり常任会議、終わってからの流れになります。その間ですけども、12月5日検討部会、どちらかというとハード面の方ですけども、基本設計とオープンハウスで町民の方からいろいろ意見を集約しましたので、それを、結果について検討しております。

12月6日、開校準備委員会ということで、先生方に集まっておきまして、ソフト面の方、教育計画等を話し合っております。

1月に入りまして、23日、同日、開校準備委員会と検討部会を進めております。

内容についてですけども、そこに書いてあるとおり、基本設計、現段階の建設費等の協議をしております。

1月28日、これ理事者の説明になります。

1月31日、教育委員会、開きまして、基本設計、現段階での建設費。

2月6日、開校準備委員会ということで、先生方にまた集まっておきまして、こちらの方の教務部会とか生徒指導部会等、今後のスケジュールを確認して開校準備委員会のほうを終えております。

2月10日、本日、まちづくり常任委員会で、再度、進捗状況について説明となってい

ます。

以上、前回のまちづくり常任委員会からの進捗状況をお伝えしました。

次長のから基本設計についてお願いします。

伊藤教育次長

それでは、私の方から基本設計の進捗状況ということで御報告させていただきたいと思  
います。

まず、A3、7枚ものの図面、お配りしておりますので、図面の方から説明させていただ  
ければと思います。

1 ページ目をまず見ていただければと思います。

こちらの方、今、検討部会、それから先生方、あと皆さん、オープンハウスを経て、町  
民の皆さんの意見等をいろいろ討議しながら進めているところでございます。

改定案ということで今載せています。

左側が今の校舎と給食センターと屋体になっております。右側の方が、基本設計の今度  
新しく予定している図面になっております。こちらの方につきましては、水色の部分が増築  
棟ということになります。それから、そこから繋がって上の方に屋内運動場、それから武  
道場、給食センターということで並んでいる図面になっております。

体育館につきましては、小中一緒になるということで大きくするというので、基本構  
想の時からずっとやってましたけれども、構想の中ではバスケットコート2面というよう  
なことで考えておりましたが、いろいろ検討を協議する中で、バスケットコート1面でバ  
レーコートが余裕を持って2面取れるようなことで、ちょっと縮小しております。あと、  
2階部分についてはランニングコースがきちんと設けられるような体育館になっておりま  
すので、十分、小中一緒になっても機能を果たせるような体育館ということで設計されて  
おります。それから、その横に武道場ということで、こちらの方がステージを配置して  
おまして、こちらの方で各イベント、式典等ができるようなスペースになっております。  
それと武道、剣道等が十分できるスペースということで予定をしているものでございま  
す。

一番右側が給食センターということで、今の給食センターを改修しまして、新しくこ  
ちらの方で配置するような図面になっております。

それから水色の部分については増築棟ということで、今回、メディアライブラリー、そ  
れから児童クラブがこちらの方に入るようなことで設計しております。

児童生徒玄関というような部分とメディアライブラリー、図書館等を水色のエリアで配  
置するような、1階部分は配置するような形になっております。

それと、現存の校舎を大改修して配管から配線から全て新しくなるんですけども、こ  
ちらの方を小中が入れるようにレイアウトを全て更新しております。職員室も小中の先生  
が一堂に会しますので、職員室の方も大分広く設定しているところです。

今の校舎の基礎をフル活用というか、今の基礎の中のレイアウトを使いやすいように先  
生方とも議論を重ねて、使いやすいようなスペース、位置取りを検討しながら、このよ  
うな配置になっているところです。

それから、2ページ目です。

2ページ目が2階部分になります。

こちらの方も、教室棟の方はそれぞれ使いやすいようなレイアウトということで議論を重ねてまいりまして、このような配置になっております。

理科室につきましては、やはり、小中一つずつ必要だということで、理科室は二つを用意しておりますが、そのほかの特別教室については、小中一緒に使えるようなことで想定しています。理科室は同時に小中が使えるようにというようなことで、二つ用意しているというような形になっています。

それから、左側、増築棟につきましては、2階につきましては多目的スペース、それから学習ラウンジということで、こちらの方も、それぞれ多目的スペース、水色の部分についてはランチルームということで、多人数でランチも食べれるようなスペースを配置しているというようなことでございます。

それから、3ページ目です。

3ページ目、屋上の図面になってはいますが、こちらの方、一応、左側の方、屋上に今のところ太陽光のパネルを屋上に設置するような配置になってはいますが、こちらの方につきましては、今、新しいものが出てきておりますので、そちらの方も検討しながら、今のところ太陽光パネルを配置するような図面にはなっておりますけれども、できれば新しい、今話題になっているようなものが実用化されることになれば、そちらの方を採用していければということで今検討をしているところです。

それから、4ページ目です。

4ページ目については、外側の外構という形になっています。

駐車場、今、かなり狭くて、先生方だけでも、小中の先生方、この前も開校準備委員会で全部の幌小、幌延中の先生が集まったときにも全く狭いという状況なものですから、大きなイベント等があったときも対応できるような駐車場の配置を考えているところです。

それから、肌色の部分については構内を子供たちが安全に歩けるように歩道を配置して、子供たちの安全を確保したいというふうに考えているところです。それから、校舎棟の真ん中に緑色の部分と茶色の部分がございます。ここの部分、増築棟を増築することによって、ここの部分が中庭という形になるんですけども、こちらの方、維持管理の方を考えまして、緑色の部分は人工芝を予定しているところです。水はけ等をきっちりできるようなことで水が溜まらないようなことを想定しております。

茶色の部分については、木質化、できるだけ木を使って、木のぬくもりがある学校ということを想定していますので、ここを木で考えているところです。

それから、グラウンド側の方の真ん中ぐらい、増築棟のそこから茶色い部分出てはいますが、こちら方も一応、木を予定しております。グラウンドについては基本構想の中では300メートルということでトラック考えていたんですけども、ソフトボール場や野球、ソフトボール場のことを、ちょっと配置した中で、やはり300メートルはちょっと厳しいということで、トラックは200メートル、また、中学校入ってきますので、陸上部等が対応できるようなグラウンドということで、こちらの方は最終年度という形になりますので、まだ詳細な設計等についてはこの後になるかということで考えております。

それから、周辺道路、周辺、今も周回できるような道路付いてはありますが、こちらの方は、そのまま周回できるような形で考えております。

次に、5ページ目です。

こちらの方につきましては外観ということで、外壁等の図面になります。

外壁につきましてはカラーガルバリウム鋼板を予定しております。それから、茶色の部分、日指しの茶色、軒天の部分ですけれども、こちらの方、木を、一応、カラマツ板張りということで、水、雪等にも非常に強いような、サーモウッドというようなことで使っていければというふうに考えているところです。

それから、下の部分の茶色い部分、赤茶色については、こちらもガルバリウム直接ということだと、錆等、水に着いたら腐食等が進むということで、それら水等に強い石質タイル張りということで下の部分を今予定しているところです。

それから、体育館の方の採光、光を取り込むというような部分についてはポリカーボネート樹脂製のものを予定しています。ここガラスは予定しておりません。今のところ、このポリカーボネートという樹脂性のものでございます。こちらの方につきましては、ガラスよりも強いと言われておりまして、耐久性があると言われております。素材的にはガラスよりも相当軽くて躯体に対する負担も軽減できる。それから、光の方も紫外線の方をかなり防げるというようなこともありますので、こちらの方を今予定しているところです。

一応、そのような形で、外構の方も図面を付けているような形になっております。こちらの方、まだ検討部会で最終、この後も協議していくような形にはなっておりますけれども、今のところの途中経過ということで御報告させていただきました。

それで、予定としましては、この後、3月17までの中で基本設計の方を固めていきたいと考えておりますので、何かございましたら事務局の方に連絡を頂ければと思っております。

7年度につきましては、この後、基本設計を固めまして、7年度につきましては実施設計に入って行く形になります。実施設計の方につきましては、今のこの基本設計の方に基づいて、今、本当に概算という形になりますけれども、工事費を算定いたしまして、それから実施設計の方の算出をするというような流れで、今、来てまして、実施設計の方につきましては、別紙「資料1」の方を見ていただければと思いますけれども、7年度の実施設計で、7年度については4本の実施設計を予定しております。増築とそれから既存の小学校の改修、それと既存の中学校校舎の改修、それと屋内体育館、給食センターの解体の実施設計ということで、こちらの方、合わせて1億9,349万円ということで、実施設計の方が、この7年度の予算で計上したい額となっております。

既存中学校の校舎の改修ということでございますけれども、こちらの方は、当初、プレハブ校舎、それから、プレハブの給食センターということで予定しておりましたが、いろいろな情報を集めると、それだけでも6億、7億掛かってしまう、2年間過ごすとなると。それで、その部分、何とかならないだろうかということで、内部で協議、それから、いろいろと相談をさせていただきまして、外部の有識者の方とかとも相談させていただいて、既存の中学校の校舎をもし使えるのであれば、そちらの方が経費的に掛からないだろうということで、設計業者とも相談し、あとは中学校、小学校の方とも相談しまして、既存の中学校の校舎を一部改修して、小学校が入れるような改修を施して、2年間、新しい校舎が建つまで、そちらの方と一緒にできないかということでございます。その実施設

計の部分が、今回、新たに出てきたという形になってます。

今、現状の中学校の方と相談をして、何とか教室確保できそうだというような部分もあり、また、先生方が入れるようなスペースも、ちょっと改修必要ですけども、そちらの方も対応できるんじゃないかということで、一時、そちらの方に一緒に入って、その中で小中一貫のいろいろな行事も、練習ではないですけども義務教育学校に向けていろいろ準備もできるだろうというようなことで、一時的にそちらの方を移設できればというふうに考えているものの実施設計という形になっています。

それと併せて、下の部分なんですけれども、別途、専門的な助言とか情報の提供ということ頂ければということで、この整備事業とは別に教育振興費の方なんですけれども、外部の有識者の先生2名、また、今後もこういう助言とか情報提供を頂けるようにということで、別途、予算を今回、新年度の方で上げさせていただければということでございます。それで、こちらの方に、この資料にはちょっと載ってないとか、間に合わなかったんですけども、実は、そのうちの方の役場側の予算の見積りとか、要するに予定価格調書とか、あと、実施設計業務の監督をする監督員が、今、ちょっと役場の方で不在ということで、その業務をしてくれる外部の業者さんに委託して、監督業務もやっていただくというようなことで、これとは別に800万円ほど、その経費が掛かるというようなところで、この1億9,349万円に803万円が足さるということで、7年度の予算、委託料の予算を合わせると2億ちょっとという形で上げさせていただくような形になろうかと思えます。

一応、そのようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

基本設計については以上です。

高橋秀之委員長

ただ今の説明について、何か質問はありませんか。

無量谷委員

ちょっと、トイレのことについて聞きたいんですけど、トイレの考え方っていうか、その辺を聞いていきたいと思えます。

トイレっていうのは、ピンからキリっていう形であるんですけども、どのようなトイレ方式にするのか、その辺をお聞きします。

伊藤教育次長

トイレにつきましては、子供たちの教室と、それから職員室、それから特別教室の前に、それぞれトイレ等が配置されておりまして、そちらの方については今までと変わらずということになります。増築棟の方に、1階、2階にみんなのトイレということで、車椅子対応もできるトイレを増築棟の1階の給食センター側、児童クラブのちょっと奥ぐらいに、みんなのトイレということで、1階の方に配置。2階の方は多目的スペースの奥の所に、みんなのトイレということで、車椅子でも行けるようなトイレを配置しているということでございます。

無量谷委員

トイレの中でね、昔のイメージ言ったら、ぼっとなトイレから始まって、水洗が今現在なってるような感じなんですけども、水洗になっても便座が電気が入らないトイレなのか、

あるいはドライヤーが付くようなトイレなのか、その辺、詳しく、もし分かれば教えてください。

伊藤教育次長

今、学校の方はトイレの改修それぞれ終わってまして、全部水栓で便器も洋式の便器になっております。みんなのトイレについては、新しくできる増築棟の方についてはシャワーっていうんですか、ウォシュレットも付くような形で、1階と2階の方に配置するというような形になっております。以上です。

無量谷委員

みんなのトイレのみにシャワー付きってというような感じかと思うんですけども、ほかのトイレについては付かない。それと、男子トイレの小便の方の便器は、これ、何か立ちションな感じの設計なのか、あるいは、今言われた洋式タイプの便座方式で座るタイプのトイレなのか、その辺、確認したいんですけど。

伊藤教育次長

現在、このレイアウト的には男子の方は立ち形式という形で配置されています。検討部会の方でも、今、議論はされておまして、その辺、洋式化できないかというようなことで、今、検討部会の方でも議論をしているところです。ただ、スペース的なものもあるので、可能かどうかも含めて、今、設計の方でレイアウトの方を再検討というか、最終的な検討を今重ねているというような形になっております。よろしく願いいたします。

無量谷委員

個人のトイレには、立ちションもいいかもしないんですけど、これからの将来的な立ちションっていうのは、なかなか下に前開きでない下着を履くとなれば、あるいはジャージタイプがあれば、前開きでないことになって、前をがぼっと下げて立ちションをしなきゃならんってあります。そういう中で、いじめの対象になる可能性があると思うんですよ。やっている最中に、ちょっと弱い子に後ろから行って、後ろを下げられたり、そうすると漏らして、ズボンあるいはジャージに小便が掛かるというような状況で、いじめの対象になって、そのあと、汚したわとみんなに触れ回るような格好になる可能性が高いんでね、これ、できれば、未来というか、未来のトイレっていう考えとして、男の方も、全部、洋式トイレの方式で、個室タイプにしたらどうかなって思うんですけども、そうすると、いじめの対象のパンツ下げっていうか、そういうものなくなるんじゃないのかなという感じがするんですけども、その辺も検討していただきたいなと思うんですけど、いかがなものでしょう。

伊藤教育次長

はい、ありがとうございます。

その辺も検討していきたいと思います。ありがとうございます。

無量谷委員

給食センターが改定して、別な所にあれすれば2年の間って感じで移設するっていう考えだと思うんですけども、これについて、給食センターの行き先はどのような感じなのか。

伊藤教育次長

すいません。説明が不足していました。

給食センターについては保健所の方とも確認したんですけども、各学校の調理実習室、家庭科室で、以前、オール電化の工事をしたときも、そのような形でやらせていただいていますので、今回についても、そこは保健所のほうで大丈夫ですということです。

ただ、やはり食品安全、しっかりと対策を練った上で、各校で作った給食を提供してくださいということです。幌延小中については幌延中学校の調理実習室、それから問寒別については問寒別の調理室ということで、一応、2か所で対応したいというふうに考えております。以上です。

高橋秀之委員長

ほかに誰かいませんか。

齋賀委員

教育委員会で平面図を出してくれたんですけどね、この北電総合設計株式会社、立体の模型でも何か作らないんですか。立体の模型作って、これ、広く皆さんに周知した方が優しいのではないかと思うのが1点。

それと、2点目は前のリーフレットを作られたバージョン5のときには、この1階の1年生から4年生の教室は南側にありましたよね。日が当たるように南側にするっていうのに、これ、どうして教室が逆になったのか。リーフレットの説明と実際の設計では、全然、場所が違います。

3点目は子供たちが1年生、これからなんか最終的には9年生になるんですけど、子供の体がだんだん大きくなっていくのに、3、4年生のときの教室の面積と大きくなった5、6年生の面積が小さくなっちゃうんですね。せっかく教室大きくしているのに、これなんで教室小さくしていくんですか。

それと、4点目は300メートルトラック作るって言ったんだから、やっぱり300メートルトラックをちゃんと作らんと駄目じゃないかと思うんですよ。ソフトボールは幌延町には町民野球場があるんだから、そこ行ってもできるだろうし、中学校のグラウンドでもどこでも、そこ行ってもできるだろうから。200メートルトラックっていうのは、どこの学校にもないと思うんですよ。

それと、最後、5つ目に汚水の処理ですね。給食センターの汚水の処理。それから合併浄化槽は、これでいくと、どこどこに付くんですか。以上です。

伊藤教育次長

まず、教室の場所ですけども、こちらの方については部会、それから先生方との協議を重ねて、今のこの図面の方になっておまして、これが一番いいだろうということで、検討した結果の配置が変わったということでございます。

それから、グラウンドのトラックの関係ですけども、今の小学校が200メートルトラックということで、それを生かしつつ300ということでしたけれども、なかなか、以前ちょっと構想の中では校舎のレイアウトも含めて変わるようなことで300取れるだろうというようなことで配置はしてたところですけども、実際にちょっと、なかなかソフトボールの方にトラックが入り込んでいくとソフトボール場の方がなかなかとか、その辺のレイアウトの関係で、今、現状としては、ちょっとスペース的に無理じゃないかというようなことで、今、200という形になっています。というのも、グラウンドの校舎側の部

分については、今、鉄棒等がありますけれども、こちらの方に遊具等もちょっと配置できればというようなことも考え、あとは、遊具等もこっちの方に一緒にできればなというようなスペース的な問題もございまして、200というようなことで、今、現状配置されております。

それから、ちょっと汚水、この図面でいくと汚水槽とかってというのは、ちょっと示されていないんですけども、基本、現状と変わらないようなところで、配置はされるかなと思いますが、ちょっと、今、図面がなくて、その辺は、また別途、御回答させていただければと思うんですけど、よろしいでしょうか。

立体の関係については、ちょっと業者さんとも話はしてみたいと思うんですけども、当初、できるような話も、まだ、してなかったんで、その辺は、ちょっと業者さんの方とも相談してみたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、教室のサイズですけども、こちらの方は現状の校舎を活用するというところで、躯体の関係で、まず、柱がずらせる、ずらせないっていうところもありまして、既存の躯体の柱等を活用していく形になりますので、教室が全部同じ面積になるということにもならず、あとはレイアウトの中で、どうしても中学校、小学校のレイアウトの中で広さについては統一できないので、既存の面積とれる部分の柱をずらせるとかずらしてますけども、ずらせない部分がどうしても出てくるので、そこについては面積が決まってしまうというところで。ただ、教室の文科省で定められている基準は満たしておりますので、広さ的には十分確保されているというところで御了承いただければと思います。よろしくお願ひします。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

齋賀委員

リーフレット5を参考にしながら、オープンハウス形式でね、皆さんから意見を頂いて設計したと思うんですよ。リーフレット5に作った平面図は多数のあらゆる皆さんから意見を頂いて平面図作ったわけでしょ。それから、今、最終的にでてきている。どこで先生方と話して、教室、こっちなねって決まったんですか。

青木教育長

今の御質問ですけども、先生方との話合いの中で、教室、1番最初のバージョン5のときには小学校の教室が南側っていうところもありましたけども、特別支援学級の方もそうなんですけども、先生方との話合いの中で、開校準備委員会になりますけども、その中でいろいろ意見を頂きまして、低学年の方は、やっぱり体育館、給食室、給食取りに行く方が近い方がいいんじゃないかっていうところと、特別支援教室は、やっぱり普通教室に近い方がいいんじゃないかとか、そういう意見が出てきましたので、バージョン5以降、今、ちょっとすいません、バージョン6を作ろうと思っておりますので、それについて、このような形で、ちょっと教室の配置も変わってきておりますので、今、齋賀委員の御質問の方では、先生方の開校準備委員会でのバージョン5以降、それで開いた開校準備委員会での先生方の意見を取り入れて、このような形でということですので、よろしくお願ひします。

齋賀委員

分かりました。

令和7年1月末現在での、この建設費等の説明ってあるんですけど、今、分かってる段階で建設費の総額、幾ら掛かるんですか。

伊藤教育次長

こちらの方なんですけれども、この基本設計のこの図面を基に、いろいろと設備関係も考慮しながら検討して、今、工事費の方、概算で出しているのが56億ということでございまして、目標の50億を超えておりますので、今後、実施設計に向けて、設備等をもっと精査していくという形になっています。今、かなり、こう、いろいろとマックスというか、設備をいろいろこういう最上級というか、その辺で設計してますので、あとは状況を実施設計の方でどこまで詰めていけるかというような形でございます。

面積も大分縮小をしたんですけれども、9,200ということでございまして、この中の図面を基に積算したのが56億という現状の数字でございます。以上です。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(齋賀委員「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

植村委員

厨房ですけども、これの出入口っちゅうのはどこになるんですか、これ。外に1回出るんですか。厨房から食事を配膳するときに、このホールの手前の廊下とこに出れるんですか、これ。これ、図面見ると、何もドアも何もないんですけども、どこにあるんですか。

伊藤教育次長

すいません。ここの図面には、ちょっと出入口書いてないんですけども、機械室ありますけども、機械室の横に、本来、ここが出入口になってますので、その部分、給食センターのとこ、ちょっと、今、ちゃんとした図面が載ってないんですけども、出入口は、外から出入口付きます。外からです。

植村委員

一回、外に出なきゃだめなの。

伊藤教育次長

給食センターの職員は外。

(植村委員「ああ、なるほど、玄関口は分かる。」の声あり)

(高橋秀之委員長「食事」の声あり)

食缶ですね。この水色の部分との連結した部分の所にエレベーター、EVありますけれども、ここから2階とかにも上げるので、給食、ここから出します。出し入れはこの通路の端。なんて言ったらいいんですか。ここの部分ですね。ここの部分から出し入れする形になりますね。

植村委員

配膳用エレベーターで上と下に出せるの。

伊藤教育次長

そうです。

植村委員

分かりました。

それと、もう一つは建設終わるまでの間、仮として既存の中学校で給食を作ると。2年間ですか。そういうことですが、先ほどの説明では、問寒別もそこでやる幌延もこっちでやるということになれば、機材器具から人員までロスが多いんでない。大きくなるんじゃないのかなど。なぜ、幌延中学校で、1か所で問寒別の食事も作って、今までどおりトラックで配送するという方法を取れないのか、そこら辺と、それからもう一つは、中学校になると家庭学習があって、調理教室っちゃうか調理の方の関係もある。それは調理室がこうやって給食センターで使われるということになれば、そこをどこが代用できるようになるのか、どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

伊藤教育次長

現状とすると、給食センターの職員とも、ちょっと、いろいろと協議をしてるとこなんですけども、なかなか調理室で全校分は調理難しいということで、2か所に分けさせてもらえないかという現場の方の声がありまして、今回、問寒別は問寒別の方で職員は現状の職員を配置するというので、2人と3人になるんですけども、配置をそれぞれ分かれて調理して、その場で提供できるようにというようなことで考えるということでございますので、それで対応したいということもありまして、それぞれの学校で給食を作るというようなことでございます。ですので、こちらから調理員が問寒の方に行って調理をすると、問寒別の方はという形を考えているところです。

それから調理実習については、まだ、ちょっと最終的な確認等はできてませんが、保健センターの調理室をお借りできないかということで、保健センターの調理室で学校の調理実習は考えたいなということで、今、検討しているところです。よろしくお願いします。

植村委員

先ほどから出てる、先ほどの齋賀委員からも御質問あったんですけども、今の段階で計画でのグラウンド200メートルトラックにしたいということなんですけども、私は、やっぱり、これ小学生なら200で十分だというふうに思うんですけども、中学生ということを考えると200ではちょっと物足りないし、やっぱり、これは当初、本来であれば400トラックなんですよね、大会等々で使えるトラックちゃうのは。これは200でない方向で調整できないもんかどうか。

伊藤教育次長

外構の方については、これから詳細設計というような形に入っていきますので、今、300取れるかどうかも含めて、できるだけ学校サイドも300ということもありますので、向きを変えてでも、できないのかどうかも含めて、今後、また協議を重ねたいと思っております。よろしくお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の件は、以上とします。

13時20分まで休憩します。

(12時20分 休 憩)

(13時18分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に②「教職員住宅整備事業について」の説明をお願いします。

伊藤教育次長

それでは、御説明させていただきます。

まず、後ろの方に図面、またこちらも付いておりますので、図面を見ていただければと思います。

こちらA4判の白黒なっています。

こちらの方につきましては、今年度、実施設計ということで、実施設計の図面挙がってまいりました。教員住宅です。

来年度、工事という形になります。

場所的には現在の小学校の奥の方、今、2階建ての36号棟、37号棟が建っている、その奥側になります。38号棟、39号棟ということで、2棟、1棟4戸が二つという形の計画となっております。

面積につきましては、1戸当たり72平米、3LDKを予定しております。こちらにつきましては、現在の平屋の教員住宅の面積の平均値を2階建てに採用しているという形になります。世帯でも入れるような大きさということで計画しました。

2枚目につきましては、配置図という形になっております。

現在、左側の方に36号棟、37号棟が建てまして、その隣の土地ということで、こちらの方、私有地を購入して町有地になりましたので、こちらの方に建設を予定しております。1棟2戸ということで、通路を挟んで車庫を配置しているというような図面になっております。

次、3枚目が1階のお部屋になります。

3LDKが1階2戸、2階に2戸ということで、1棟配置、72平米ということで3LDKとなっております。

4枚目が2階と屋根という形になります。

最後のページが外観ということで、壁の素材についてガルバリウム鋼板と考えております。屋根は片傾斜で、後方に流れていくような形になっています。これが図面となります。

別紙、資料の方を見ていただければと思います。

こちらの方につきましては、実施設計が終わり、工事費が出ておりまして、7年度の教員住宅整備事業の概要ということでございます。

事業内容については、今も説明しましたが、建設工事という形です。

建築、電気、機械、外構合わせて、総工費で3億6,780万2千円という形になります。

教職員住宅38、39号棟、木造2階建てです。

2棟8戸、1棟4戸が二つ。3LDKで72平米です。

延べ床面積で331.24平米を2棟建てるという形です。

建築予定地、字幌延156番地245でございます。

そのほか、工事の監理業務ということで、施工管理の方を、こちらでも外注したいと考えております。委託料で1,111万円が掛かります。そのほかにも事務手数料ということで、省エネ適判手数料ということで、新しく出てきたものですが、こちらの方で26万円ほど、それから完了検査の手数料で7万円となっております。これが全体の工事費概要です。

それで、工事期間なんですけども、12か月を要するというので、7年度中の完成という形が、ちょっと、工程上、無理という形になりますので、こちらの方、7、8の継続事業ということでございます。

7年と8年度に、今、説明した総工費、それから委託料の方を2か年に案分しております。7年度の予算につきましては、工期が、大体、発注が6月、最短で6月というふうに見込んでおりますので、6月から3月の部分、こちらの方、建築、電気、機械の方を、こちらの方で何とか完了させればというふうを考えておりますが、工事の内容で、区切りのいいところで7年度終了させればなというところで、設計の方と話をしているところです。

こちらの7年度に係る部分については、先ほど説明しました手数料の関係でいきますと省エネ適判手数料でございます。それから委託料ですが、施工監理業務委託ということで、こちらの方で976万4千円ほど。それから工事費、今説明しましたけども、建築、電気、機械というところで、区切りのいいところでという形にはなろうと思っておりますけれども、3億4,210万6千円を予定しております。

それから、年度内完了できませんので、8年度に繰越して何とか5月までに終わらせればというようなことで考えているところです。8年度については、こちらに記載しておりますけれども、完了検査で7万ほど。それから委託料、引き続き施工監理掛かりますので、その部分で134万5千円。それから、最終、外構等の工事費で2,569万6千円というふうなことで、教員住宅の方を見込んでおります。

できるだけ異動時期に合わせて、先生の異動時期に合わせて、1回で引っ越し済むようにというようなことも考えたいところなんですけども、工事の関係でそうもいかないかもしれないなというところが、今、全く異動の関係ですので、今のところ、どういうふうになるかというのが見込めないところですので、できるだけ一発で済むようになっていこうかなとは思っておりますが、その辺は、ちょっと状況に応じてという形になろうかと思っております。教職員住宅については以上です。よろしくお願ひします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「教員住宅整備事業について」の件は以上とします。

次に③「東ヶ丘スキー場リフトについて」の説明をお願いいたします。

田村教育次長補佐

それでは、教育委員会所管の③東ヶ丘スキー場リフトについて説明させていただきます。

まず初めに、東ヶ丘スキー場の概要ですが、こちら平成4年度に建設して32年が経過しているところです。

うちのスキー場につきましては、シングルリフト43基で運営しておりまして、現在、火曜、木曜、日曜日と祝日につきましては日中で、水曜、金曜、土曜につきましてはナイター営業ということで行ってきております。

今回、リフト、スキー場オープンに当たりまして、再開整備点検適合検査を行いまして、無事検査通りしましたので、1月7日に今年度はスキー場オープンしたところです。その後、1月10日、日中の営業中は特に試運転等問題なかったんですけども、ナイター休憩を挟んで夜間動く際に、試運転した際に、ちょっと異音があったということで、現在委託してる公社の職員から報告がありまして、確認しましたところガタンガタンという異音があったところです。それで、その後、すぐ例年点検を行っていただいているJFEプラントエンジンという業者、あと、リフト製造していますメーカー、日本ケーブルの技術員にそういう音になるんだけども運転して構わないのかどうかというところを確認したところ、現地、駆けつけられないというような状況ですので、現場の職員としまして、安全面が確保できないということで、10日のナイター営業分からリフトの中止を行ったところです。その際、安全統括管理者である次長の方と、あと教育長にも連絡をしまして、原因が確認できないのであれば、ちょっと、人を乗せるということで中止を判断しようということで、そのときは判断をして、その日の営業を終了したところです。その日の利用につきましては、特にスキー教室が入ったんですけども、リフトを使わずに行ったところです。

その後、翌日、実際、音になる部分を録画しまして、日本ケーブルの方に送って、一応、聞いてみていただいたんですけども、やはり映像からでは、なかなか音が思ったように聞き取れなくて、ただそこから出ているっていうところを伝えたときに、日程調整をして点検に来ますっていうところで、委員会としましては、そちらの専門的な意見を聞いた後、再開、それまでは休止しようということで動いていたところです。

14日に、その後、回答来まして、最短で2月3日の週に来れるということなんですけども、なかなか日本ケーブルの技術者も人数が少なくて、本州の方に行っていて、なかなか派遣させれないというところで、再度、細かい日程を確認していたところで、16日に、5日に来れるというところで、委員会としましては5日の専門的な意見を聞いた後に最終的にリフトを再開するのか中止するのかという判断しようというところで動いていたところです。

その後、17日に教育委員会の方から理事者の方に現状報告をしております。

ある程度、情報がそろえましたので、現状としまして利用運転中止の概要、現状について説明をしました。

これも、スキー場につきましては、大規模な改修は、今後、要検討ということで、行わないような旨の話も進んでいきましたが、なかなか、身近にあるスキー場で利用者もそれなりにいるというところで、規模によっては修繕をこれまでも行ってきたところなんですけども、今回、見積りを依頼してるんですが、日本ケーブルに1か月程度時間を要するとい

うことで、そこにつきましては、金額を見て判断を再度検討しましょうというところで、理事者と打合せをさせていただきました。

ただ、その間、町民の方々スキー場の利用になかなか使えないというところで、不便をかけるので、何か方法を検討するようというところで指示を受けまして、ちょっと対応していたところです。

その後、1月30日、日本ケーブルから5日には行けなくなったという報告が急遽来まして、いつですかって話をしたときに、12日ってことであれば、ちょっと、今シーズン、もうスキー場がその時期の判断だともう終わっているということで、その後急遽、再度、委員会と理事者で相談しまして、一応、今回の連絡をもって、もうめどが立たないのであれば今シーズンはリフトは中止しようということで中心判断しまして、その後、町民へのサービスの対応というところで検討させていただきました。

そして、31日に教育委員会議にて別紙でお配りしております「東ヶ丘スキー場代替施設リフト利用助成事業実施要綱」について協議して、承認頂きまして、それに基づいて住民対応していくことで決定させていただいたところです。

それに併せまして、適宜、告知端末にて、スキー場リフトの運行中止については端末で2回、2月1日から東ヶ丘スキー場の利用時間の変更、東ヶ丘スキー場のリフト料金の返金について、あと、東ヶ丘スキー場代替施設リフト利用助成についてということで周知させていただきまして、週明け5日には町民スキー大会につきましても中止ということで、関係各所に端末等で周知したところです。

その後、代替施設としておりました豊富温泉スキー場も圧雪車の故障によって、ちょっと、しばらく臨休ということで、そちらについても、今回、指定の代替施設ということでさせていただきましたので、情報提供をしたところです。

現在のこれまでの経過についてはそのようになっておまして、今後の対応というところで、別紙でお配りしました資料3を見ていただきたいと思うんですけども、こちら、リフト利用助成実施要綱を作成しまして、この実施要項に基づきまして、今シーズン、スキー場リフト利用できない期間、町民に身近なスキー場として豊富温泉スキー場を代替施設に指定させていただきまして、リフト利用券の本町と豊富町の差額分を実績清算にて助成していくこととしております。

実施要綱につきましては、第1条では助成事業実施の趣旨を載せております。

第2条では代替施設の指定ということで、こちらにつきましては、近隣の問寒別地区であれば音威子府が近いとか、あと、本町についても豊富も稚内も近いということで、いろいろ検討しましたが、身近でうちよりも規模の大きいスキー場というところで、今回は豊富町を指定とさせていただいております。

第3条では助成の対象期間としましては載せておまして、こちらにつきましては、うちのスキー場のオープン期間ということで載せております。

第4条では助成の対象者ということで町民を対象としております。

第5条ではリフト利用に対する助成額、あと、第6条では助成の申請及び認定の手続について、第7条では助成金の請求方法、第8条では助成金を返還する場合、その他としまして、第9条ではその他として載せております。また、附則としましては、この訓令につ

きましては7年2月1日から施行することとしておりますが、リフトが動かない期間ということで、取りあえず6年度限定とすることとしましたことから、令和7年3月31日にその効力を失うこととしております。

参考として、リフト利用券の比較表も別紙、本町と豊富町の比較分の差額を載せております。

現在もリフト製造者である日本ケーブルで見積りの依頼をしておりますが、現時点で届いていないところであります。

今後、来年度以降のスキー場の在り方につきましては、届き次第、理事者と協議して検討を判断していきたいと考えております。

以上、簡単ですが「東ヶ丘スキー場リフトについて」の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

深澤委員

スキー場の閉鎖について質問いたします。

今の報告だと、オープンして3日で停止してしまったということなんで、前代未聞ちゅうか、管理体制に誠にお粗末な対応だったなっていう気がします。なぜなら、この1年間、町民の皆さんとは学校のスキー教室だとかスキー協会もしかりですけど、事業計画1年間練ってきてね、これからやっとスタートして事業が始まるんだというときに、こんな耐用年数が云々って話をね、私はその管理の仕方、去年のクローズまで動いてたんですよ。オープンして3日も動いたんですよ。なぜ、異音ちゅうか、いまだにその異音の状態も把握できないでしょう。これって、今後の対応の仕方ないでしょこれ。どうするか、もう一回お聞きします。

田村教育次長補佐

今年度につきまして、確かに3日でちょっと中止になってしまったんですけども、今回異音をしたときに、それまで点検したときには異音は特にしていなくて、原因となる部分につきましては、リフトが旋回している山麓の部分なんですけども、その旋回部分と減速機の接続部分の方から音が鳴るということで業者に確認したんですけども、これにつきましては、冬季間、オーバーホールできない可能性があるということで、できないところで、そこであれば、ちょっと厳しいんですけども、そこはどうかの確認をしますってことだったんですけども、なかなか専門的な検査ができなくていたんですけども、スキー場は、設備につきましては定期的にオーバーホール等を行って、安全面に配慮しながら整備を行ってきたところだったんですけども、今回、原動機設備全体につきましても、老朽化しているから、何かしらその部分で不具合が出たんじゃないかと。多分、ベアリング部分、ちょっと見えないんですけども、部分で異常が出たのではないかとということ、ちょっと、ベアリングであれば、車もそうですけども、なかなか厳しいかなということ、運転を中止せざるを得なくなったかなということ、専門家の考えをちょっとお待ちせざるを得ない状況でした。

深澤委員

答弁らしい答弁じゃないですね。

結局は、その業者任せっちゃうことでしょう。

このクローズしてからのね、定期点検するとかっちゅって、マニュアルとかないのかい、これ。ずっと、だから停まったらそのまま、オフまで停まってるっていう状況でしょ。油なんかどうしてるの。そういうマニュアルなんかあるのか、記録簿とかあるのかい、それ。

田村教育次長補佐

リフト運転再開につきましてはマニュアルに基づいて、これまでも専門業者、あと今年につきましては業者の方がちょっと人が回らないということで、職員の方、対応していますけども、基準に基づいてオイル、グリスアップ等点検していたんですけども、今回、異音するところにつきましては、なかなか職員で触れない部分で、いろいろと見ていたんですが、なかなか見える部分でもないの、ちょっと、そこについては職員が対応できないというような回答が専門の方から、例年点検している業者からもあったので、我々としてできる部分につきましては、ちょっと限界かなというところで専門家の判断を持たざるを得ないような、箇所の不具合ということで手は付けております。

深澤委員

私、言いたいのはね、機械云々よりさ、町民感情からしたらさ、普段動いてるもの、利用できるもの利用できないという状況なんだよ。それを業者が悪いとかさ、機械が悪いとかっていう判断じゃないですよ。

それとね、今言った、その代替肢、豊富なんですけど、シーズン券販売して、返金してくれという広報でお知らせしていたけど、対応されて、購入者と人数、して今、代替にする費用として、どのぐらい見込んでるのか、ちょっとその辺をちょっと教えてください。

田村教育次長補佐

はい、シーズン券につきましては今年4名か5名くらいで購入していただいたんですけども、まだ、ちょっと、1度か2度乗られた方もいますけども、そこにつきましては、一律で全額返金ということで対応させていただきまして、あと回数券買われた方につきましても、残り分を概算で返金するという流れで今事務の方で動いているところです。

深澤委員

リフトの回数券は負担があんまりされないと。幌延から豊富まで行く間、交通費掛かりますよね。そういう実費っちゃうのはどうなのよ。

田村教育次長補佐

豊富のスキー場の交通費につきましては、今回、ちょっと助成の方としては、なかなか交通の便ですとか、いろいろと検討した結果、そこについては申し訳ないんですが、ちょっと助成できないんですけども、その分は利用券の方で差額分を出すということで動かさせていただいたところです。

深澤委員

行きたくても行かないよ。そんなのだったら。子供一人で行けるわけじゃないでしょう。東ヶ丘だらね子供一人でもさ、学校終わってからでもね、授業外でも行って滑れるけど、

豊富行ったらさ、子供一人でなんか行かれないでしょう。その辺がね、なんちゅうかな、行政として動かしているスキー場が無くなってしまったのに、代替地が与えたからいいって話じゃないないでしょう。

それと、今までスキー協会ですか、やっていたスキー検定なんかはどうするんですか、これ。

田村教育次長補佐

スキー協会の方とも検討しまして、ナイター教室につきましては、できる範囲で行ったんですけども、検定につきましては、やはりリフトが動かないってことであれば、今年度は本町のスキー場ではちょっと実施できないというところで、やむを得ず、今年度はうちの町では実施しないということで御理解いただいたところです。

深澤委員

協会は理解してるかしらんけど、検定を受けたい子供たちはどうするんですか、それ。今年1年間取れないんでしょう。今まで一生懸命練習してね、その検定を受かりたくて一生懸命努力した人の無駄でしょう、それ。そういう子供たちの夢どうするんですか、それ。

田村教育次長補佐

例年、うちでやってる検定につきましてはないんですけども、バッジテストにつきましては、近隣、豊富町さんでも検定員は向こうの協会委員さんですけども、豊富町でも受けれるのかなというところで、幌延町のスキー協会の方とは、そういうところで、ちょっと周知をしていくしかないかなというところで御理解いただいたところなんですけども。

深澤委員

まあ、壊れた物、何ぼ言っても対応はできないんだろうけど、私の気持ちは、ものすごいむかむかしているんですよ。申し訳ないけど。これが民間でやってるちゅうとね、まだ営業ですから納得せざるを得ないんだけど、町がやってるスキー場なんですよ。

まあ、これ以上なんぼ言っても駄目なんだけど、次年度に向けて、町長、最後に聞きたいんだけど、この結果報告を聞く限りでは、もう駄目だよ、あのスキー場は。スキー場ちゅうかりフトは。修繕不可能だと私は思うね。それで、今後、リフトをどうするのかって議論に走っていかんかったら、スキー場なんか、もう無くなってしまいますよ。

ここは野々村町長の決断だ。

まあ、今後は町民の意見も聞いて、我々の意見も聞いて判断をしていただきたいと思います。町長どうですか。

野々村町長

今、深澤議員のおっしゃるとおりで、それぞれ、皆さんの御意見を聞きながら、最終的に議員の皆さんの判断によって、最終的には決めていこうと思っています。ただ、今の稼働するしないっていうのは、まさしく、まだプロが一度も触っても見てもいないことです。どのぐらいの状況かっていうのが、ちょっと、まだ分からないというところには、少し期待を持っているところでもありますけども、修繕ができるのであれば、これは修繕的に金額の幅にもよりますけども、やっぱり、そこは直るところまでは、そんなに掛からないで直せるなら直していける方向があればいいかなという気は私自身しています。

ただ、どうしても機関的に分解をして、ベアリングだとすればシャフトを抜いて、ベア

リング交換する、もう相当大がかりな、多分、半年ぐらい掛かるような工事になるんじゃないかなっていう予想は、私自身、農家をやっている、何となく1機、そのぐらいずつの日程変えたら、あの機数1本ずつこうやってくるとそのぐらい掛かるかなということであって、その判断も早急に、皆さんの御意見で、もし、そういうことが駄目である場合についても協議を進めていかなきゃなんないなという気はしてございます。

ただ、この12日だかの、やっぱり、そのプロのきちんとした点検と、それから具合を見てから、やっぱり決めたいとそのように思っています。

深澤委員

最後に提案なんですけど、私はリフトっちゅうの、あんまり乗ったことないんですけど、見たことはあるんですよ。ロープで引いて上がるやつありますよね。そういう簡易式なものを検討した経緯はあるのか。検討すべきでないかということ。

伊藤教育次長

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりロープ等ということも検討というか、いろいろ調べて、あとは圧雪車みたいなやつで人を運べるのもあるんですよ。9人ぐらいしか乗れないんですけど、そういうスキー場もあるので、それも一応、検討もしております、いろいろ検討も重ねながら、今のこのリフトが使えるのか使えないのかっていうところを、今後も含めて、今、その見積書も今待っている状況でして、それが来次第、いろいろ今後に向けて協議をしていければと考えております。よろしく願いいたします。

(深澤委員「分かりました。」の声あり)

佐藤委員

ちょっと、さっき聞き逃したんですけど、リフトっていつから動かす予定なんだべ。

1月から。

田村教育次長補佐

今シーズンにつきましては1月7日からですね。

佐藤委員

そうしましたら、幌延もう動かないんで、中には結構、豊富ももう駄目だと思って、豊富で結構買ってる人が結構何人かいるんで、それは、これ遡って、そういう人たちには、この助成ってのは出ていないのかい。

まあ、幌延なんかね、駄目だと思って豊富のシーズン券買っている人が何人か子供たちいるみたいなんだよね。だから、これは2月からだから、その前に買った人たちは対応、必要にならないのか。

伊藤教育次長

はい、ありがとうございます。これにつきまして、最終的に1日からというような要綱の中でやっていますので、それ以前に購入された方については、ちょっと対応できないかなっていうところはございます。よろしく願いします。

佐藤委員

自分もこういう工場関係にいて、さっき町長も言ったように、こういうものってのは、オーバーホールっていうのは、うちもそうだけど、もうマニュアルに載って、3年なら3

年、いろいろなものは必ず、出せるものは出して、全部分解して、当然、作業中に、例えば工場の機械が動かないなんて言ったら、これはえらいことになるんで、ほとんどの物ってのはマニュアルどおり、動かないってことはない。調子がどうだろうが、こうだろうが、必ずこう、オーバーホールに出して、きちっとやるんだけど、そこら辺のとこって、ある程度やっているんだろうけど、そこら辺も想定して壊れちゃったんだろうかなと思うけど、そこら辺もね、やっぱり徹底して、やはり、こう、目視でなんて、中なんて、まずベアリングなんか分かるわけじゃないわけだから、そこら辺のところ、やっぱりマニュアルっていうのは、しっかりとお金を掛けてやっていかないと、こういうことまた起きるのかと思って、余計なことかもしれないけど、しっかりとやって、お願いしたいなと思います。

田村教育次長補佐

はい、ありがとうございます。

再開整備適合検査につきましては、私たちが触れる範囲で点検。例えば荷重をかけてリフト速度ですとか緊急ブレーキ対応ですとか、そういうところはできるんですけども、機械の中のオーバーホールにつきましては、やっぱりできないので、それにつきましては不具合が出たときに、定期的に出てきたときに行っているような形で整備をせざるを得ないような現状なんですけども、できる範囲でオイルの関係、滑車の関係につきましては、目視でできるものは対応しているところです。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

町長言うように、専門家がまだ見てないということなんで、どの程度の故障かっていう主体が分からないということだと思います。

ただ、私心配するのは、リフトもちろん今回故障したのもそうなんですけども、圧雪車もかなり、だましだまし使われてきたのかなというふうに。だから、山に上がってくるのも大変だというような話も聞いた経緯もあるんですけども、それらも考えると、やはり、結果によっては、根本的な話し合いが必要なのかなというふうに思ってますんで、今後のやっぱり町民との声も併せて、議会とも協議して行ってほしいと思います。

田村教育次長補佐

圧雪車につきましては28年度に購入して、毎年、点検を行いながら、今のところ必要に応じて部品の交換とか摩耗等していますけども、今は、ちゃんと無事に動いているところです。

(植村委員「28年」の声あり)

28年、購入させていただきました。

(植村委員「まだ大丈夫」の声あり)

まだ大丈夫だと思いますけど、毎年点検しております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

ちょっと一つ聞きたいんですけど、豊富のスキー場、圧雪車壊れて、20何日まで営業しないって、何か新聞でていたような気がするんだけど、違いましたっけ。

田村教育次長補佐

そうですね、19日までってのは新聞の方でもお聞きしてまして、その間、ちょっと、うちの方も、端末でも、ちょっと6日から19日までではできないということをお伝えしたので、それにつきましては、ちょっと町民の方、近場でいけば、なかなかないので、稚内か音威子府の方、利用されているのかなと思うんですけども、一応、19日まで使えないっていうのは、うちの方にも、学校の授業とかも入ったものですから、情報提供を受けて、学校にもそのように対応して、ちょっと、天塩町さんの方に授業で1日お借りして、授業を実施っていうところで調整させていただいたところです。

高橋秀之委員長

それと、もう一つですけど、天塩は、今動いてないですか。

天塩、代替として使うとかって、天塩スキー場。代替としては、使えないんですか。

豊富が駄目な場合に天塩のリフトとか何かを使用するのに補助金を出すとか、そういうことを考えられないんですか。

田村教育次長補佐

確かに、豊富町が動いてないので、天塩町、代替としても指定することは可能かなと思うんですが、うちよりも料金が安いので、助成することはないんですけども、情報提供として、近隣でそこを使えますっていう情報は流せるかと思うんですが。

高橋秀之委員長

分かりました。

ほかにありませんか。

(一同無言)

いいですか。

(「はい」の声あり)

ないようですので「東ヶ丘スキー場リフトについて」の件は以上とします。

詳しい中身が分かりましたら、教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

調査事項は以上となります。

次に、3のその他、何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で第1回まちまちづくり常任委員会を終了します。

ありがとうございました。

(13時56分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 高橋 秀之

以上、記録する。

書記 係 長 藤田 秀紀